

# 少数言語と国際法——琉球語・アイヌ語を素材にして——

西 海 真 樹

はじめに

I 琉球語とアイヌ語の言語状況・言語政策

II 地域言語・少数言語保護のためにどのような国際法・制度が形成されているか？  
おわりに

はじめに

今日の世界には多様な文化が存在している。それらの多様なあり方と表現を保護し、同時に相互交流を促進することは、人類の存続のためにも、平和の実現のためにも、必要なことである。文化を「国民、民族、エスニシティーにおいて歴史的に形成されてきた生活様式・思考様式の総体」と捉えた場合、言語（ことば）はそのような文化の重要な要素である。同時に言語は、歴史的に形成された生活様式・思考様式を表現する第一の媒体でもある。

本稿は、少数言語にたいして国際法がどのように向き合っているか、そこにどのような課題がみとれるかを考察

するものである。素材として琉球／沖縄の言語（以下、琉球語と呼ぶ）とアイヌ語をとりあげる。以下では、まず琉球語とアイヌ語の言語状況・言語政策を歴史的にたどり（Ⅰ）、次いで地域言語・少数言語の保護のためにどのような国際法・制度が形成されているかを検討する（Ⅱ）。最後に、これらⅠ、Ⅱをふまえ、琉球語とアイヌ語の将来を展望し、地域言語・少数言語を保護する国際法の課題を述べる（おわりに）<sup>①</sup>。

## I 琉球語とアイヌ語の言語状況・言語政策

国連教育科学文化機関（UNESCO）は、文化の保護・発展を任務の一つとする国連専門機関である。UNESCOは消滅の危機にある世界の言語の実体調査を行っており、一九九六年、二〇〇一年、二〇一〇年にその結果を *Atlas of the World's Languages in Danger* として公表している。それによれば、UNESCOが調査した二四七三の言語のうち、一七八の言語が一〇人〜五〇人だけで話され、一四六の言語が一〇人以下で話され、五七七の言語が消滅の危機にあり、二三〇の言語が一九五〇年以降すでに消滅した。適切な保護措置を講じなければ現在地球上で話されている六、〇〇〇以上の言語の約半数が、今世紀末には消滅するという<sup>②</sup>。アイヌ語、琉球語も消滅の危機にある言語リストに含まれている。

この調査では、世界の言語状況が次のような七ランクに区分されている。safe（安全：全ての世代が話す）、stable yet threatened（安定しまだ脅かされていない、…ほとんどの場合に全ての世代が話す）、vulnerable（脆弱：特定の部分社会において多くの子どもや家族が第一言語として話すものの、使用される場は限られている）、definitely endangered（明らかな危機

にある…家庭において子どもがもはや母語として学ばない。その言語を話す最も若い世代は子供たちの親の世代である）、  
severely endangered（重大な危機にある…祖父父母の世代のみが話す。親の世代はそれを理解できるが自分たちはもはや話さな  
ない）、critically endangered（深刻な危機にある…高祖父母（＝祖父父母の前の世代）のみが話す。日常生活ではまったく使用され  
ない）、extinct（消滅…話す人も記憶している人もいない）。琉球語のうち宮古語、沖縄語、国頭語、奄美語、八丈語の五  
言語が「明らかな危機にある言語」に、与那国語、八重山語が「重大な危機にある言語」に分類されている。他方、  
アイヌ語はもつとも危険度の高い「深刻な危機にある言語」に分類されている。

## 1. 琉球語の言語状況・言語政策

(1) 琉球語とは、どのような言語か？

琉球語とは、一体どのような言語なのだろうか。沖縄歴史教育研究会顧問の新城俊昭によれば、日本語は本土方言  
と琉球方言に大別され、さらに琉球方言は奄美・琉球諸島の北琉球方言と宮古・八重山諸島の南琉球方言に分類され  
る。<sup>(3)</sup>ここで新城は方言という用語を用いているが、最近琉球の独自性と各地域の個性を尊重し、方言という言葉に  
代えて奄美語、国頭語、沖縄語、宮古語、八重山語、与那国語という呼称が用いられる傾向にある。<sup>(4)</sup>そして、これら  
琉球／沖縄の言語の総称が「琉球（諸）語」「ウチナーグチ」や「シマクトゥバ」である。琉球語の言語生活は重層  
的で、各地域の言葉があり、その上に琉球の共通語である首里語があり、さらにその上に標準語がかぶさっている。  
たとえば、八重山諸島には、琉球の共通語に行き着く前に、八重山諸島間の共通語（石垣方言）<sup>(5)</sup>がある。

(2) 琉球が日本に併合されて以後、日本政府および沖縄県は、どのような言語政策をこの地で行ってきたか？

一五世紀に成立した琉球王国は、中国の明王朝と冊封(さくほう)・朝貢関係にあったが、一七世紀初頭、薩摩島津に侵略される。これにより琉球の独立は破られ、琉球は清王朝との冊封・朝貢関係を保ちつつも、近世日本の幕藩体制に組み込まれていく。一八七一年(明治四年)、明治政府はいったんは藩とした琉球藩を廃止してこれを沖縄県とする琉球処分を断行、琉球は強権的に日本の一県とされ、四〇〇年以上続いた琉球王国はここに解体された。

琉球が日本に併合されて以後、日本政府およびその意を体する沖縄県は、どのような言語政策をこの地で行ってきたのだろうか。沖縄言語史研究者の外間守善は、沖縄でなされた言語政策を①「東京の言葉」の時期(一八七九年(明治二年)～一八九七年(明治三〇年)頃まで)、②「普通語」の時期(一八九七年(明治三〇年)頃より一九三五年(昭和一〇年)頃まで)、③「標準語」の時期(一九三五年(昭和一〇年)頃より一九五五年(昭和三〇年)頃まで)、④「共通語」の時期(一九五五年(昭和三〇年)頃より現在(一九七〇年代)まで)の四つに区分している。<sup>6)</sup>これら四つの時期は、外間によれば、それぞれ次のような時期であった。

①「東京の言葉」の時期・明治政府は一日も早く統一国家を造るべく、教育行政を強化、小学校教育に力を傾注した。特に新教育の媒材になる言語教育が先決問題になった。当面の課題は、中央語で新教育を推進させる人材を養成することだった。中央語で読み書きできる教員を養成するための「会話伝習所」が一八八一年に設立され、『沖縄対話』という会話が教科書になり、これが沖縄での言語教育の嚆矢になった。ここでは共通語が「東京の言葉」と称されていた。明治一〇年代の沖縄教育は、保守的な思想の反発もあって、めだつた成果をあげることがなかった。これが明治二〇年代になると、国家中心の思想が積極的に打ち出されるようになる。明治二二年の大日本帝国憲法発

布、明治二三年教育勅語發布によって、天皇制を中核とする教育の拠りどころが確立する。それにともない、言葉の面でも「標準的な発音・言語を」という論が唱えられ始め、それが徐々に教育に浸透していくことになる。

②「普通語」の時期…この時代は、中央集権的な統一国家が整い、東京語が江戸語を抜け出して新たな東京語になっていく時代である。この時期、沖繩においては「普通語」という語が成熟・定着した。青森、山形、佐賀、鹿児島など中央を離れた辺地であればあるほど、また方言の特徴的な地方であればあるほど、「普通語」という語を導入・定着させている。新たな東京語に基づいた言文一致の確立、国定教科書の編纂、小学校における言語教育の促進などの動きが地方に波及していき、各地方では、普通語に近づくための方言矯正の動きが活発化する。明治四〇年頃、学校教育に方言札が登場する。それは、小・中学校で方言を使った児童生徒に下足札に似た木製の方言札を渡して罰を加えるという制度である。<sup>(7)</sup>方言札を渡された生徒は、訓戒を受け、操行点を減じられたほか、仲間の中から方言を使った者を見つけて、その方言札を順送りしなければならなかった。さらに、沖繩人の移民問題に端を発した共通語問題が生じたのもこの時期だった。小学校では児童が卒業後に移民・出稼ぎとして沖繩から海外や本土に出て行くことが多いという見通しの下、標準語を修得させることを徹底する動き、すなわち、標準語励行運動が生まれた。

③「標準語」の時期…この時期には、標準語励行運動がさらに発展・強化された。一九四〇年(昭和十五年)には標準語励行運動が県治方針の一つになり、県を挙げての一大運動に発展した。この方針の根源には、後進性を払拭しようとする沖繩自身の主体的願望と、中央からの国家主義の浸透という二つの要因がある。一九四〇年(昭和十五年)には、日本民芸協会と沖繩県学務部との間に、有名な標準語論争(方言論争)が生じた。民芸運動を起こした思想家であり宗教哲学者であった柳宗悦をはじめとする民芸協会の同人二六人が沖繩を訪れる。真の美は生活と実用の場に

あると考える柳にとって、沖繩は美の宝庫であり、沖繩の民芸のなかに真の美が具現されていると彼は捉えた。そのような彼らは、標準語励行運動、方言撲滅運動を目的の当たりにして衝撃を受ける。柳は、那覇市で行われた座談会のなかで、県当局の行き過ぎを批判する。これが琉球新報、沖繩朝日沖繩日報などの地元紙で大々的に報道され、県学務部は「敢えて県民に訴う、民芸運動に迷うな」と反論した。<sup>(8)</sup>戦後の米軍統治は、英語教育を重視するとともに、琉球方言による教科書編纂を求め、沖繩語・沖繩文化奨励策をとったため、琉球語は自由に用いられた。しかし、やがて標準語励行運動が方言札と共に復活し、それは次の④の時期にさらに顕著になっていく。

④「共通語」の時期・共通語と言う言葉は一九五五年頃から使われ出した。東京語、普通語、標準語、共通語と、沖繩ではさまざまな言い方で、標準語を導入し、他のどの県にも先駆けて用語を熟させ、言語教育に腐心してきた。外間はこの「方言と共通語との落差が大きいため必然的な対応姿勢であり、同時に、言語教育に絡む思想的・社会的問題の背景が大きいことも見落とすことができない」と述べている。<sup>(9)</sup>また、方言札が復活し、一九五〇年前後にはそれが沖繩全土に広がった。それ以後一九六〇年代半ばまで、方言札は沖繩の各地で存続し、共通語励行は徹底して行われた。<sup>(10)</sup>ただ、ここで一つの疑問が生じる。戦後の民主主義教育と戦前を思わせる共通語奨励教育が、一体なぜ両立したのだろうか？ その鍵は、思想の自由、表現の自由にある。思ったことを伸び伸びと自由に聞いたり話したりできることが民主主義の基本であり、そのためには共通語を修得することが必要不可欠であると、当時の沖繩の教員は確信していたのである。<sup>(11)</sup>

近代沖繩の住民にとって、共通語は、母語のように自然発生的に身についたものではなく、学校教育のなかで修得した言語だった。当時の沖繩の人々にとっての共通語の修得は、一方において、日本の一部としての沖繩の近代化・

発展のために、そのときどきの日本政府・沖縄県が沖縄の人々に強いたものである。これは琉球／沖縄の文化としての言語の否認であり、そのような言語が維持・発展する道を閉ざす構造的暴力であり、それはまた文化多様性を否定するものだったといえよう。同時に他方において、そのような共通語奨励は、差別的地位から脱して、本土の人々と対等に扱われることを求める沖縄の人々の、社会的に強いられた願望でもあった、とも言えるだろう。このきわめて微妙な問題については、今後、予断を排し、さらに資料を読み込むことで、自らの考えを深めたい。

## 2. アイヌ語の言語状況・言語政策

(1) アイヌ語とは、どのような言語か？

アイヌ語とは、アイヌ民族の言語である。かつてはアイヌ民族のおもな居住地域だった東北地方、北海道、樺太、千島列島に話者が分布していたが、現在ではそのほとんどが失われてしまった。<sup>(12)</sup> アイヌ語は、現存する他言語との間の系統関係が立証されず、他言語と共通する祖語が未確定の孤立言語であると考えられてきたが、現在では、アイヌ語、琉球語、日本語の間の言語学的関係が詳細に論じられるようになった。<sup>(13)</sup> 弥生時代初期に北九州で誕生した日本語は、その後日本全国に言語圏を拡大し、江戸時代には松前藩支配下の北海道南端部におよんだ。その結果、この地域は、和人の日本語とアイヌ人のアイヌ語が共存することになった。明治維新以後は、北海道全域で日本語がアイヌ語を駆逐するにいたる。<sup>(14)</sup> その結果、アイヌ語はUNESCOにより消滅の危機にある言語のなかでも「深刻な危機にある言語」に分類されている。北海道の人口に占めるアイヌ人の比率がきわめて小さいため、消滅の危機の程度は琉球語よりアイヌ語のほうがはるかに大きい。このことは、アイヌ人がみずからの国家を持つことができなのまま和人の

進出にさらされたという歴史に根ざしている。<sup>(15)</sup>

(2) 蝦夷地(北海道)において、日本政府は、どのような言語政策を行ってきたか？

和人が蝦夷地に進出し始めた一五世紀以後、和人とアイヌは交易を深めたが、同時に両者の間に対立が生じるようになった。アイヌは和人にたいしてコシヤミン、シヤクシヤイン、クナシリ・メナシの戦いにより武装抵抗を試みたものの、これらは蠣崎氏、松前藩、幕府によりいずれも鎮圧され、一八世紀末には、蝦夷地のアイヌ民族は松前藩の全面的支配の下に置かれた。他方、この頃からロシアが蝦夷地に近づくようになり、それは幕府の蝦夷地政策に大きな影響を及ぼすようになった。ロシア遣日使節ラクスマンが一七九二年根室に、同レザノフが一八〇四年長崎にそれぞれ渡来して通商を求めたが、幕府はこれを拒否した。北からのロシアの脅威に対抗する蝦夷地支配の重要性を感じた幕府は、一八〇七年、松前藩から蝦夷地全域を召し上げて幕領化し、警備を強化した。その後蝦夷地は、日露関係の一次的緊張緩和に伴い松前藩領に戻った。しかし、一八五三年に遣日使節プチャーチンが長崎に来航して国交樹立・国境画定を要求し、ロシア政府からサハリン占領命令を受けた海軍大佐ネヴェリスコイが同年サハリン島南部に上陸した。これらのできごとにより、ロシアの脅威を実感した幕府は、一八五五年に再び蝦夷地を直轄地とし、翌年これを東北諸藩により分割統治させた。<sup>(16)</sup>

一八五三年一月からプチャーチンとの間で条約交渉が始まった。争点になったのはサハリン島における国境画定だった。プチャーチンは当初、クシユンコタン周辺以外の全サハリンはロシア領であると主張したのでにたいして、幕府側はサハリン島に暮らすアイヌは「日本支配」でありアイヌ居住地はこれまで通り日本所領であると応じた。一八五四年一二月に日露通好条約が締結され、下田、長崎、函館を開港地とし、エトロフ島とウルップ島の間に国境



を設け、サハリン島は「界を分たす是迄任來之通たるへし」とすることが定められた<sup>(17)</sup>。

未決になったサハリンの国境画定問題は、明治政府にとって重要な外交課題になった。一八六九年以降、サハリンにおいて、ロシア人による鯨漁場やアイヌの墓の破壊、道路や建物の建設、日本人殺害、放火事件が相次いで発生した。一八七四年一月、日本政府は、樺太を放棄しそれに代わる領土を獲得するという対ロシア方針を決定した。特命全權大使榎本武揚はペテルブルグで交渉を重ね、一八七五年五月、樺太・千島交換条約が締結された。これにより日本は樺太（サハリン）全島をロシアに譲り、ロシアは千島列島のうちロシア領だった最北のシムシユ島から最南のウルツプ島に至る一八島を日本に譲ることが定められた<sup>(18)</sup>。

一八七五年八月、日本政府はロシア政府との間で樺太と千島全島のアイヌの取り扱いについて協議し、移動するか否かは住民の自由意志により三年以内に判断すること、選択した国の国籍を取得できることを定めた。しかし翌月日本政府は政策を一転、樺太に住むアイヌを強制的に北海道に移住させることにし、同月中に約一〇〇戸（八五〇人余り）が移住させられた。移住後、彼女ら・彼らは、苛酷な条件の下で農業・漁業に従事させられたため、多くは給与期間満了後その地を離れた。現地に残った人々の三〇〇人以上が、コレラと天然痘の流行で死亡した。ポーツマス条約により南樺太が日本領になったとき、生き残っていた人のほとんどは故郷である樺太に戻った。他方、千島列島のアイヌは、ロシア正教の信者が多く、ロシア風の氏名を名乗るなど、ロシア文化の影響を強く受けていた。本政府は彼女ら・彼らの「ロシア化」を防ぐため、特にシムシユ島の全住人（約一〇〇人）を色丹島に強制移住させ、住人が戻らぬようにシムシユ島の家屋は焼き払われた。色丹島に移住させられたシムシユ島住人は、急激な環境変化に適應できず、一八八九年には六六人に減少した<sup>(19)</sup>という。蝦夷地（北海道）、千島列島、樺太のアイヌは、このような

歴史をくぐってきたのである。

明治新政府は、一八六九年、旧来の松前藩領だった「和人地」、アイヌの地である「蝦夷地」、クナシリ島、エトロフ島その他周辺諸島を「北海道」と改称した<sup>(20)</sup>。この背景には、日露通好条約によりロシアとの間で（サハリンを除き）国境が画定したことがある。新政府がとったこのような政策は、アイヌの生活空間であった蝦夷地を一方的に日本領土にくみこみ、アイヌの意向を考慮することなく、アイヌを強制的に「国民化」「皇民化」するものだった<sup>(21)</sup>。

一八七二年、「北海道土人教育所」が東京に設置され、ここに三八名のアイヌが強制的に連行・入居させられた。寄宿舎生活は官憲の監視下に置かれ、アイヌの風俗や言語が完全に禁止された。しかし生活環境の大きな変化ゆえに<sup>(22)</sup> 脱走者、死亡者、病気による帰郷者が相次ぎ、アイヌ教化、農業指導者の育成という目的は達成できなかった。行政による教育の不振とは対照的に、ジョン・バチエラーの聖公会のキリスト教者による教育<sup>(23)</sup> が各地で成功をおさめていた。このような状況が、行政側にアイヌの「国民化」を徹底させるための教育の必要性を喚起させた。一八九九年、第一三回帝国議会において「北海道旧土人保護法」が制定された<sup>(24)</sup>。同法はアイヌを「旧土人」と称し、農業従事者への土地無償供与、貧困者への農具・種子支給、疾病者への薬代給与を定めた<sup>(25)</sup>。同法には、アイヌ集落内に小学校を設置し生活困窮者には授業料を支給するといった就学援助も含まれていた。同法にもとづき旧土人児童教育規程が制定され、アイヌ小学校（旧土人学校）が道内に設置され、一九〇七年には二二校を数えた。アイヌ小学校では、和人とは別枠の簡易な教育課程が実施された。具体的には修身、国語、算術、体操、農業（男子）、裁縫（女子）が就学教科とされ、地理、歴史、理科は除外された。教育方針は、アイヌ語やアイヌの風俗を禁止し、日本語と和風化を強制するものだった。アイヌ小学校は、アイヌの文化と伝統を否定する場となったのである<sup>(26)</sup>。

その後、北海道旧土人保護法は一九一九年、一九三七年に二度改定された。後者の改定において、アイヌ小学校が廃止され、以後、和人との共学が原則になった。それは、より徹底的なアイヌの同化をめざすものだった。実は、この改定に先立って、道庁は一九二二年に旧土人児童教育規程を廃止し、道内のアイヌ小学校を漸次統廃合していた。和人との共学は、アイヌの願望でもあった。和人との別学が教育格差を生み、実生活を送るうえで支障をきたし、差別につながっていると多くのアイヌが考えていた。しかし実際に共学が始まると、アイヌ児童が圧倒的少数になった学校では、差別と迫害が日常的に繰り返された。アイヌ児童は、実質的には和人との別学状態に置かれ、出席率は低下していった。このように、同法の改定によるアイヌ小学校の廃止と共学の実現は、政策としてはアイヌの同化の徹底をめざしつつも、実際にはさらなる排除を生じさせた。そこに戦前の植民地政策の本質が現れていた。<sup>(27)</sup>

## Ⅱ 地域言語・少数言語保護のためにどのような国際法・制度が形成されているか？

### 1. 少数言語の保護

少数言語の保護にかんしては、戦間期の少数者保護条約が、少数者の言語を用いて教育を受け、独自の学校を設立する権利を、少数者に認めていた。<sup>(28)</sup>「アルバニアにおける少数者学校」事件において、常設国際司法裁判所は、「少数者独自の私立学校を設立し運営するという少数者の権利は、少数者保護制度の基本的要素である」との勧告的意見を述べている。<sup>(29)</sup>教育における少数者の言語権は、自由権規約二十七条、教育における差別禁止条約（一九六〇年UNESCOで採択）、独立国における原住民及び種族民に関する条約（第一六九号、一九八九年採択）、欧州審議会民族的少数者保

護枠組条約（一九九五年採択、一九九八年発効）などの条約においても、民族的・種族的・宗教的言語的少数者に属する者の権利にかんする国連宣言（一九九二年）、先住民の権利にかんする国連宣言（二〇〇七年）などの非拘束的文書においても、それぞれ規定されている。

これらの条約や宣言の実施は、一定の成果を挙げると共に、いくつかの課題・限界も指摘されている。そのような例として、ここにおける少数者保護法が、少数者の権利と国の利益とを対置させ、言語権を含めた少数者への利益付与を国の領土保全・国の安全を害さない範囲で認めるといふ考え方をとっていることがあげられる<sup>30</sup>。言語問題を「国の安全」の一要素と位置づけることよって、国は少数者の権利を制約することが可能になる。このような結果を生む「国の利益対少数者の権利」というア priori 的な対立的把握は、現実を反映していない。というのもそのような把握は、少数者が権利要求しつつも国の枠内に留まろうとする場合や、国が少数者の教育への参加を積極的に推進しようとする場合があることを考慮していないからである<sup>31</sup>。両者の関係は、単純な二項対立ではなくより複雑なものであり、少数言語を保護するためには、実態に即した法的対応がなされなければならない。

## 2. 消滅の危機にある少数言語の保護

それでは消滅の危機にある少数言語の保護のために、現在、どのような取り組みが国際法の観点から行われているのだろうか。そのような取り組みは、大きくいって二つある。

一つは地域言語・少数言語保護のための欧州憲章（以下、欧州憲章と呼ぶ）である（一九九二年欧州評議会採択、一九九八年発効。当事国数二〇カ国）。これは、少数言語という特定の問題を扱った最初の条約であり、その目的は欧州

の地域言語・少数言語を保護・促進することにある。同憲章1条によれば、保護・奨励の対象としての地域言語・少数言語とは「国家内のある領域において、当該国家の他の住民よりも数において劣る集団を構成するその国の国民によって伝統的に使用され、かつ、当該国家の公用語とは異なるもの」である。一言で言えば、欧州域内の各国家に属する者によって伝統的に話されている歴史的言語である。そのため、公用語の一方言や移民の言語は、同憲章の保護の対象には含まれないことになる。同憲章は「アラカルト方式」といわれる方法により、各締約国が自国領域内の地域言語・少数言語を促進するために、自ら採る措置を選択するよう締約国に義務づけている。たとえば憲章第三部には、教育、司法機関、行政機関、公共サービス、メディア、文化活動・施設、経済・社会生活などの異なる分野において地域言語・少数言語を保護・促進するための多様な措置がリストアップされている。締約国は、これらのうち少なくとも三五の措置を採らなければならない(二条二項)。締約国はさらに、第二部に含まれている一般規定も適用しなければならない。<sup>(32)</sup>

もう一つはUNESCOの取り組みである。そもそもUNESCO憲章(一九四五年採択、翌年発効)はその一条三項において、加盟国の文化・教育制度の独立、統一性および実りある多様性(傍線筆者)を維持するため加盟国の国内管轄事項に干渉しないと述べ、当初から文化多様性の維持をその目的としていた。ここでは「文化多様性の維持」が各国の国内管轄事項に干渉しない根拠として援用されているが、現在ではむしろ文化多様性の保護・促進のためにUNESCOが諸条約を作成し、その実施を各国に働きかけている。

二〇〇一年に採択された「文化多様性にかんする世界宣言」において、加盟国は人類の言語遺産の保護を約束している。<sup>(33)</sup>二〇〇三年に採択され二〇〇六年に発効した無形文化遺産保護条約は、保護の対象となる無形文化遺産の一つ

として「口承による伝統及び表現（無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む。）」と規定し（二条二項a）、締約国にたいして「自国の領域内に存在する無形文化遺産の保護を確保するために必要な措置をとること」を求めている（二一条）。さらに二〇〇五年に採択され二〇〇七年に発効した文化表現多様性保護条約は、その前文において「言語上の多様性が文化的多様性の基本要素であることを想起し」と述べている。

これらの目的を追求するために、UNESCOは、消滅の危機にある言語の保護にかんするプログラムを実施し、さまざまな文書を刊行し、専門家会合を開き、世界の消滅の危機言語を保護するアクションプランを策定してきた。冒頭に紹介した*Atlas of the World's Languages in Danger of Disappearing*もその一つである。さらに、UNESCO危機言語にかんする専門家特別部会は、二〇〇三年、危機言語にかんする主要基準および補足的基準を作成した<sup>(34)</sup>。主要基準とは、世代間の言語継承、話者の絶対数、総人口における話者の割合、現存する言語使用領域の動向、新しい使用領域およびメディアに対する反応、言語教育の教材及びリテラシーの六つである。補足的基準とは、政府及び公的機関等の言語意識と公的地位及び使用を含めた言語政策、地域住民の地域言語に対する言語意識、および、言語記録保存の量と質の三つである。同部会によれば、これら九つの基準をすべて網羅した評価を実施することによって、ある特定の言語の存続可能性と危機的状況を正確に理解することができる。実際、沖繩を含めた世界の危機的言語にこれらの基準を適用した調査結果が、内外の研究者により公表されている<sup>(35)</sup>。

欧州憲章もUNESCOも、消滅の危機にある言語を保護するためには、教育においてそれらの言語を使用することが鍵となると考えている点で、共通している。とりわけ欧州憲章は、教育における言語政策を重視し、国にたいして、地域言語・少数言語の保護のために具体的措置を少なくとも三つとることを求めている（二一条二項）。そこには

「地域言語・少数言語で初等教育を行うこと」「地域言語・少数言語を成人・生涯教育の科目とすること」「地域言語・少数言語による教員研修を行うこと」が含まれている（八条）。より一般的に、国は「あらゆる段階で地域言語・少数言語を教え学ぶための適当な形と手段を設けること」「地域言語・少数言語が使用されている地域に居住しそれらの言語を話さない人が望むならそれらを学ぶことのできる施設を設けること」「大学その他の研究教育機関において地域言語・少数言語の研究を促進すること」を目的に政策・立法を行うよう求められている（七条）。これらの規定は、締約国の憲章遵守を監視する任務を負った専門家委員会によって「教育分野の政策にかんして締約国に実質的義務を課すもの」と解釈されている<sup>(36)</sup>。欧州憲章は、象徴的・プログラムの規定からなる文書にとどまるものではなく、締約国を実質的・法的に拘束する条約である<sup>(37)</sup>。実際、この専門家委員会は「地域言語・少数言語による教材の欠如およびそれらの言語による教員研修の欠如」「大学における少数言語教育の講座の不継続」「地域言語・少数言語の授業時間の不足」「地域言語・少数言語を独立した別個の科目として教えていないこと」などに懸念を表明し、加盟国にたいしてそれらを改善するよう勧告してきた<sup>(38)</sup>。

地域言語・少数言語保護の分野での UNESCO の活動や欧州憲章の実施は、これらの保護にかんする国際法実践が確固とした基礎を有するに至ったことを示している。とりわけ欧州憲章は、教育における地域言語・少数言語の保護にかんして具体的な約束をするよう国に求めること、および、専門家委員会が国が自らの約束を遵守しているかどうか監視することによって、教育分野における少数者言語の地位を大いに高めたと言えるだろう。この分野における国際法とその実践は、文化的産物としての言語を保護する必要を強調している。欧州憲章は欧州の文化的富と伝統の維持・発展に貢献するがゆえに地域言語・少数言語を保護する、UNESCO は人類の無形文化遺産の一部であるが

ゆえに言語を保護する、というわけである。これらの活動には、積極的に評価すべきものがいくつも含まれている。しかし同時に、そこには重要な批判も加えられている。それについては「おわりに」で述べることにする。

## おわりに

1. 琉球語とアイヌ語は、現在どのような状況にあるか？ その保存・発展のためにどのような取り組みがなされているか？

### (1) 琉球語について

琉球語は保存継承されるべき言語として認識され、一九六〇年代まで続いた標準語・共通語使用励行運動に見られた方言への否定的意識は、現在では少なくとも公には払拭されている。しかし琉球諸語は、報告の冒頭で述べたとおり、危機的な言語状況にある。このことを言語学者パトリック・ハイニンリッヒは、以下のように述べている。一九四〇年の時点では、琉球弧の住民の一〇〇パーセントが少なくとも一つの琉球諸語を話すことができた。現在ではこの数字は三〇〜五〇パーセントまで減っている。琉球語の話者は高齢者に属し、若い琉球諸語話者が育っていない。二〇二〇年までには、うちなー（沖縄）の一五パーセントの住民しかうちなーぐち（沖縄語）を話さなくなるだろう。石垣島（いしがきじま）や与那国島（よなぐにじま）の地域言語は、うちなーぐちよりも一層甚だしく消滅の危機に瀕している。言語消滅への有効な防止策をとらなければ、二〇五〇年までには琉球諸語は絶滅する。<sup>39</sup>

一八七九年の沖縄県誕生以来、沖縄県においては、琉球語は日本語よりも劣った言語とみなされてきた。沖縄県を



名実共に日本の一部にしたいという中央政府の同化政策のために、沖縄の人々は、日本人となるためには地域言語である琉球語は少しでも早く駆逐しなければならないという言語意識をもたされた。そのような言語意識は、一九六〇年代まで続いた標準語励行政策という言語同化、すなわち沖縄住民の言語取替え運動によって、強化された<sup>(40)</sup>。上述した「社会的に強いられた願望」という側面が沖縄の人々の間にあったとはいえ、このような言語政策は、構造的暴力であつて、琉球／沖縄の文化としての言語を否認するという側面があつたことは否めない。この言語取替えは、パトリック・ハインリッヒが言うとおり、ほぼ完了しつつある、というのが現状だろう。近年の調査によると、六〇歳代以下の県民で琉球語を母語として育った人は非常に少なく、琉球語は一部の人々の第二言語としてしか機能していない。しかしながら他方で、琉球新報の調査によれば、沖縄県民は琉球語を否定する言語意識を克服し、琉球語に愛着をもつ人が増えている。二〇〇六年の調査によれば、琉球語に愛着があると答えた人が九〇%、子どもたちが琉球語を使えるようになってほしいと答えた人が八五・五パーセントに達している<sup>(41)</sup>。

公的機関の琉球語にたいする言語意識はどのようなものだろうか？ 危機言語の維持・継承のためには、法整備、組織の設立、資金援助を含む公的機関の支援が不可欠である。近年、沖縄県は琉球語にかんして積極的な政策を進めるようになった。「沖縄県文化振興指針」（二〇〇五年）は、島言葉、つまり琉球語は「沖縄文化の基層」であると述べている<sup>(42)</sup>。以前は駆逐されるべきものだった琉球語が保存・継承されるべき言葉として再評価されていることがわかる。さらに沖縄県議会は二〇〇六年三月に「しまくとぅばの日に関する条例」を制定し、沖縄県として琉球語の保存・継承に積極的にかかわることを表明した<sup>(43)</sup>。このような条例が制定されたことは、沖縄県が琉球語の保存・継承に取り組みむという基本方針を示したものであるといえよう。問題は、具体的にどのような言語政策・言語計画にもとづ

いて琉球語の言語復興を実現するかというところにある。

言語学者比嘉清は、沖縄語が真に生きた言語になるためには、まずこの言語の使い手が、「沖縄語は独立した一言語である」という根本意識をもつこと、漢語を取り入れることで沖縄語の表現力をより豊かなものに変えていくこと、沖縄語を用いた創作を發展させること、の三つを提言している。<sup>(44)</sup>これは文化多様性条約にいう「文化の絡み合い (interculturality)」にほかならない。<sup>(45)</sup>一方で、琉球諸語を保存し、それを学習する機会を保障することは、国際法的にも国内法的にも、我が国および沖縄県の義務となっている。他方で、文化の絡み合いを作り出していくことにより、琉球語を生きた言語として豊かに發展させていくことも、これまた大切なことである。

## (2) アイヌ語について

琉球語に比べてアイヌ語の衰退は、その話者がほぼ消滅しているため、いっそう激しい。アイヌ語は、日常の実用言語としてはすでに機能していない。<sup>(46)</sup>上村は、アイヌ語が日常言語として復活する可能性を次のように否定する。北海道各地のアイヌ語教室で今日若い和人とアイヌ人が仲良くアイヌ語を学んでいるが、それはけっしてアイヌ語が日常言語として機能しているからではない。消滅に瀕した言語とそれを使う民族の文化を尊重しようという機運が世界規模で生じ、それに影響されて二〇世紀末から今日にかけて、アイヌ語の価値の見直しと保存・復活の運動が盛り上がりを見せるようになった。しかしそれは日本語を媒介として行われる思想的、心情的な運動にとどまり、そこでのアイヌ語の使用は儀式的、象徴的なものにすぎず、将来アイヌ語が日常言語として復活する可能性はほとんどない。<sup>(47)</sup>

しかし、だからといってアイヌ語の価値が消え失せるわけではない、と上村は言う。というのも、アイヌ語は、かつて日本列島で一万年以上にわたり使われたアイヌ・エミシ系言語の最後の生き残りであること、および、弥生時代

初期に日本語が形成されたときにこのアイヌ・エミシ系言語が重要な役割を果たしたことが最近の研究で明らかになりつつある。したがって、日常言語としてのアイヌ語が消滅しても、アイヌ語、アイヌ文化、アイヌ語口承文芸への関心は今後高まり、それらの研究も隆盛していくだろう、と彼は予測している。<sup>(48)</sup>

和人社会では、長い間アイヌ語は学問的研究の対象にとどまっていた。「語学」としてのアイヌ語教育は、一九七五年に早稲田大学で学生・一般市民を対象に始まった。その後次第に広まり、今では北海道、首都圏などの大衆や民間団体で行われるようになっていく。<sup>(49)</sup>

しかし、田中すゞ子によれば、アイヌ語の再獲得を望むアイヌ民族のための効果的な言語学習・言語継承を実現するためには、厳しい状況があるという。それらは、具体的には次のとおりである。<sup>(50)</sup> ①話者があまりに少なく、子どもはアイヌ語を自然に覚えることができない。第二言語としてアイヌ語を学ぼうとする大人も、アイヌ語を聞いたり話したりする機会を教室外ではもつことができない。これを克服するために、潜在的話者にアイヌ語を聞く機会をふんだんに提供することでアイヌ語を再獲得してもらい、それを後の人々に継承させる試みが進められている。②アイヌ語教師が不足している。アイヌ語を第二言語として初歩から学ぼうとする学習者には熟練した教師が必要である。しかし実際には「指導者」も「助手」も語学教育にかんじては素人であり、その多くはアイヌ語が自由に話せる話者でもない。そのため、アイヌ語教育は多くの場合、アイヌ語・アイヌ文化にかんする「知識」を日本語を使って教えるにとどまっている。知識を与えるだけでなく話者を育てるためには、専門的なアイヌ語教師の育成が不可欠である。③教材が不足している。これまでに出版されたアイヌ語教材のなかには、語学教育の専門家の手になるような効果的な教材はまだ作られていない。語学教育の専門家の支援が必要である。④研究成果と資料が不足している。指導者

の学修および教材の作成のためには、まず研究により言語事実が明らかにされなければならない。しかしながら、一部の方言を除けば入門教材を作るのに必要な基本的な言語事実についてさえ、まだ研究成果が出されていない。音声資料についても同様である。⑤一九九四年に北海道ウタリ協会（現北海道アイヌ協会）が発表したカタカナ表記法は、実際の発音とはかけ離れている。より容易な読み仮名を使い、ローマ字表記も活用すべきである。

このような状況をふまえて、田中は、「深刻な危機にある言語」としてのアイヌ語を救い、その再獲得を望む人の希望をかなえるために、次の研究を行うことを提唱している。<sup>(52)</sup>①記録（音声録音、映像ビデオ）、記録された資料の整備・提供（目録作成、音声資料の文字化、訳注、索引作成）、各方言の記述研究（音声、文法、表現、語彙、語用、社会言語学的研究、辞書・文法書の作成）、応用言語学的研究（日本語との対照研究、語学教育、教材作成）。

アイヌ語、アイヌ文化にたいする日本国の態度はここ二〇年ほどの間に大きく変化した。名称からして差別的でアイヌに同化を強制した「北海道旧土人保護法」（一八九九年）が一九九七年に廃止され、同年、「アイヌ文化振興法」が制定された。さらにそれに代わり二〇一九年にアイヌ民族を先住民族と明記する「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ新法）が成立した。アイヌ文化振興法、アイヌ新法成立の背景には、アイヌ民族をわが国裁判所として初めて先住民族と認めた二風谷ダム札幌地裁判決（一九九七年）、国連総会の「先住民族の権利宣言」の採択（二〇〇七年）、これを受けた「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の衆参両院による採択（二〇〇八年）<sup>(53)</sup>などがある。このような流れを実質的に意義あるものとし、その一つとして、消滅の危機に瀕するアイヌ語をいかにして消滅から救うことができるかが、今、私たちに問われている。

2. これまでの国際法実践には、どのような限界・問題がみてとれるか？

最後に、上で述べた地域言語・少数言語の保護にかんする国際法実践について、それが大きな意義をもつことを認めつつ、その現状が孕む問題性について触れたい。ジャックリオン・モウブレーは、地域言語・少数言語に取り組む欧州憲章やUNESCOの活動を積極的に評価しつつも、それらの関心が文化的産物としての言語の保護のみに向けられ、それらの言語を担う言語的少数者のニーズや関心がしるにされ、彼ら・彼女らの意思に反する「言語保護措置」が、国の文化官僚システムにより採られてしまふ危険性を指摘している。<sup>(54)</sup>これは、言語の安全 (security of languages) だけが問題とされ、それらの言語の使い手の利益が無視されている、という批判である。同じことがUNESCOの文化多様性条約についても言える。国際法の観点からは、文化的表現の多様性を保護・促進するための措置・政策をとるといふ国の主権的権利がこの条約により承認されたことが重要であることは言うまでもない。けれども、「文化的多元主義」といふ文言が文化的多様性に関する世界宣言には入っていたのに(同宣言二条)、条約からは抜け落ちており、多文化主義政策を通じて一国内の民族・エスニック集団の伝統文化、言語、生活習慣を積極的に保護しこれらの集団の社会参加を促すことは、国に義務づけられていない。そのような義務を伴うことなく国が文化的表現の多様性を保護・促進する主権的権利をもつことを明言するこの条約には、国家間主義的性格がみてとれる。つまり、主権的権利の名の下に、一国内の少数者の文化を中央政府が抑圧するといふ危険が潜在しているのである。<sup>(55)</sup>

琉球語やアイヌ語の復興を図るためには、国や地方自治体の積極的支援・関与が不可欠である。公的機関がその支援・関与の政策を決定するさいに、内外の専門家の知見を仰ぐと共に、今や危機言語となった琉球語の担い手(現在

および将来の)のおかれた状況、ニーズ、利益、関心を十分考慮して、それらを決定するという態度をとるべきだろう。

本稿では、琉球語とアイヌ語を素材にして、地域言語・少数言語、消滅の危機にある言語の現状についてささやかな考察・紹介を行った。世界の言語状況はきわめて多様である。これを捉える概念装置の側も、文化多様性、多文化主義、文化的権利、言語権、多言語主義、持続可能な開発の文化的側面など、さまざまな概念がひしめいている。これらを、国際法の観点からどう整理していくかということが、国際法研究者としての筆者の当面の研究課題である。文化のグローバル化は、そのときどきの支配的な文化に有利な形で進むことが多く、その結果、特定文化の世界支配、文化の均一化、またはそれへの反作用としての文化的孤立をもたらしかねない。地域言語・少数言語、消滅の危機にある言語を保護することは、そのような支配的傾向に対抗し、文化の多様性を維持・奨励することに資するものである。文化の多様性を維持・奨励することの意義をこのように捉えた上で、今後の研究を進めたい。

- (1) 信託法、成年後見法の分野で卓越した研究業績を挙げ、大学教育・行政に尽力された新井誠教授に、心からの敬意と親愛の情をこめて、本稿を捧げる。本稿は、西海真樹「文化多様性からみた琉球／沖縄の言語」(『国際人権』二一九号二〇一八年)、同「少数言語と国際法―琉球語を素材として」(鳴子博子・新原道信・宮野勝編著『地球社会の複合的諸問題への応答の試み』中央大学出版部二〇二〇年)に、大幅な加筆修正を施したものである。
- (2) Christopher Moseley ed., *Atlas of the World's Languages in Danger*, UNESCO Publishing, 2010.
- (3) 新城俊昭『琉球・沖縄史』、東洋企画印刷、二〇一四年、一六九頁。

日本語

本土方言…諸地方の方言

琉球方言

北琉球方言…奄美諸方言、沖縄諸方言（沖縄北部方言、沖縄中南部方言）

南琉球方言…宮古諸方言、八重山諸方言、与那国方言

- (4) ある言葉を方言とみるか言語とみるかは、実はきわめて微妙な問題であつて、簡単には片づかない。そこには言語学的区分と主観的・政治的区分の二つがある。言語学的区分による方言とは、一定の地域で話されているその地域特有の言葉を指す。ここでの方言は地域による差別感、とりわけ中央から周辺への差別感を含まない。したがつて東京方言も存在する。それは、日本語、中国語、英語、フランス語などの抽象的・総称的言語が、地域ごとに現れた具体的な姿である。一つ一つの方言とそれらの方言を超越した言語との間のへだたりが大きくなればなるほど、方言の独自性は高まり、ついには別個の言語にいたる。UNESCOは「相互理解可能性」という基準を採用し、隣接する地域で用いられる言葉の間に相互理解がない場合、その言葉を方言ではなく言語に分類する。したがつて琉球諸語は言語とされる。これにたいして主観的・政治的区分によれば、上記のような区分の実態にかかわらず、方言に留まるかあるいは別の言語になるかの選択は、言葉の担い手である言語共同体の構成員（話し手）の意思に依存する。一般に中央政府は、方言が言語になることを恐れ、警戒を怠らない。というのも、方言の言語化は、その話し手を分離独立運動に導く危険を孕んでいるからである。さらに話し手のなかでも、当該国家にとどまりたいと願う人々と、当該国家からの自立・分離を願う人々では、その言葉の位置づけは異なってくる。次を参照。田中克彦『ことばと国家』、岩波書店、一九八一年、八一―一、一六一―一九頁。パトリック・ハインリッヒ『琉球列島における言語シフト』パトリック・ハインリッヒ・松尾慎『東アジアにおける言語復興』、三元社、二〇一〇年、一五四―一五五頁。

- (5) 外間守善「沖縄の言語史」外間守善編『沖縄文化論叢五言語編』、一九七二年、一八四頁。

- (6) 外間、同前、一八四―一九〇頁。

- (7) 方言札については次を参照。近藤健一郎編『方言札 言葉と身体』、社会評論社、二〇〇八年。

少数言語と国際法（西海）

(8) 方言撲滅論争における柳宗悦の見解は次のとおりである。「私共が那覇に滞在した砌り、忘れ難い出来事が突如として起つた。それは沖繩語に関する県当局の見解が吾々のそれとの確然とした対立であつた。問題の中心は次の簡単なことに帰着する。県庁が指令を發して、県民に方言の使用を中止させ、只標準語のみ採用せよと強いたのに対し、吾々は標準語と共に方言をも尊重せよと主張したことによる。誰も知る通り、沖繩語は本土の古語を最もよく保存している日本の一地方語であつて、その抹殺が如何に不条理であるかを述べたのである。吾々はもとより標準語の学習が大に必要であることを述べたのであるが、何を思い誤つたか、偶々県当局より公開状が發せられ、吾々の考えが標準語を否定する暴論として批難されるに至つた。止むなく私共も亦公開状を新聞紙上に發し激しい論争となり、かくして遂にその波紋は内地の論壇にも及んだ。そのため私は危険思想を持つ者と考えられ、禁止区域を撮影したという名目で、遂に拘引され、裁判所に於いて数度の訊問を受けるに至つた。」(新里金福・大城立裕『沖繩の百年』第3巻、琉球新報社編、大平出版社、一九六九年、一二九—一三〇頁)

(9) 外間、前掲註(5)、一九〇頁。

(10) 那覇地区の中学校教諭は、共通語奨励の意義を次のように強調している。「不正語を矯正したり、話し方を指導したりすることは勿論必要であり、どこの学校でも実施していることであるが、先ず何といつても生徒自身が共通語で言えることなから方言を使わずに、とにかく共通語で話すという生活態度を要請することである。……心の底から日本語の美しさ、ことばのもつたましい、日本語のこもし出す何とも言えない雰囲気を得得し、共通語を話すよろこびを感じさせるような指導は極めて大切である。」(小熊英二『日本人』の境界』新曜社、一九九八年、五六六頁)

(11) ある中学校教諭は、やはり共通語奨励の意義を次のように述べている。「人間が自由に自分の考えや意見を述べべる力をもち、それが実際に行われる社会に生きるということは、大きな幸福であり、そうすることによって民主社会は成立する。しかるに吾々があずかつている生徒たちの言語生活をみると、その基本ともいふべき共通語さえしつかり身につけていない状態であり、方言との二重生活からくる共通語の誤りも大きいものである。まして美しい言葉づかひにみがきあげることは、今後の指導の力点である。思ったことを伸び伸びと自由に聞いたり、話したりできることが、総ての教科学習がうまく展開する基礎にもなり、また社会にでてからの適応力という点でも学校教育の喫緊な事務であると思われるので、このテーマ(共通語励行)を設定した。」(小熊、同前、五六八頁)



(12) アイヌ語研究者の田村すゞ子は、それでも北海道の数ヶ所には、アイヌ語を部分的にせよ記憶している古老がおり、なかには流暢に話せる人、昔の録音を聞いて意味のよくわかる人もいる。そのような「潜在的話者」はまだ数十名いるのではないかと思われる、と言う。次を参照。田村すゞ子『アイヌ語の世界』（吉川弘文館、二〇一三年）二、一五二頁。

(13) 上村幸雄は、アイヌ語を縄文時代以来一万年以上日本列島ほぼ全域で使われてきたアイヌ・エミシ系言語の最後の生き残りだと捉え、アイヌ語を孤立言語とする通説を批判する。次を参照。上村幸雄「危機言語としてのアイヌ語と琉球語―その日本語形成・発展へのかかわり（前編）―」『国文学解釈と鑑賞』（七五巻一号二〇一〇年）一六頁。

(14) 北海道において、進出する和人へのアイヌ人による組織的抵抗には、コシヤマインの戦い（二四五七年）、シャクシャインの戦い（一六六九年）がある。前者は武田信弘（後に蠣崎氏に改姓）により、後者は松前藩と幕府により、それぞれ鎮圧された。さらにアイヌ人最後の組織的抵抗となったのがクナシリ・メナシの戦い（一七八九年）であり、これも松前藩と幕府により鎮圧された。これを最後に和人のアイヌ人支配は完成し、以後、アイヌ人受難の時代が続くことになる（上村、同前、一〇―一一頁）。これらの戦いを扱った書物は多々あるが、さしあたり次を参照。榎森進『アイヌ民族の歴史』（草風館二〇〇七年）三、五、六章。

(15) 上村、同前、一四頁。なお、田村すゞ子によれば、二〇世紀初めには樺太、北海道、千島の三大方言があったが、千島アイヌの他所への移住を経て、それぞれの方言の話者はほぼ消滅した。次を参照。田村すゞ子、前掲註(12)、一五〇―一五一頁。この点について上村は、江戸時代末期以来の日本・ロシア（ソ連時代を含む）間の領土紛争の歴史により、南樺太のほぼ全域、千島列島、歯舞諸島、色丹島に住んでいたアイヌ人がどのような影響を被ったのかをもっと知るべきだと主張する（上村、前掲、一五頁）。筆者もそのとおりだと思う。

(16) 長岡孝・榎田賢一郎・榎森進・田端宏・池田貴夫・三浦泰之『新版北海道の歴史上』（北海道新聞社、二〇一一年）三一〇―三二二頁。加藤博文・若園雄志郎編『いま学ぶアイヌ民族の歴史』（山川出版社、二〇一八年）五四頁。

(17) 『新版北海道の歴史上』、前掲、四三六―四三八頁。

(18) 長岡孝・榎田賢一郎・榎森進・田端宏・池田貴夫・三浦泰之『新版北海道の歴史下』（北海道新聞社、二〇〇六年）八二―八三頁。その後、日露戦後のポーツマス条約（一九〇五年）でロシアは北緯五〇度以南のサハリンを日本に割譲し、さらに対日平和条約（一九五一年）により日本は全千島を放棄することになる。

- (19) 『いま学ぶアイヌ民族の歴史』、前掲、七六頁。
- (20) 一八六九年（明治二年）八月一日付の太政官布告。その内容は次のとおり。「蝦夷地自今北海道ト被稱十一ヶ国二分割 國名郡名等別紙之通被仰出候事」
- (21) 『いま学ぶアイヌ民族の歴史』、前掲註(16)、六四頁。
- (22) 『いま学ぶアイヌ民族の歴史』、同前、九四頁。廣瀬健一郎「開拓使仮学校附属北海道土人教育所と開拓使官園へのアイヌの強制就学に関する研究」（『北海道大学教育学部紀要』、七二卷、一九九六年）八九―一一九頁。
- (23) 一八七七年、宣教師として函館に赴任したバチエラーは、和人のアイヌにたいする蔑視・軽蔑に憤慨し、アイヌ児童のための学校を建設し、アイヌ語による教育を行い、自宅に施療病院を設けるなど、積極的にアイヌのために働いた（『いま学ぶアイヌ民族の歴史』、前掲、九二頁。榎森進『アイヌ民族の歴史』、前掲、第九章）。
- (24) 一九〇〇年三月二日法律第二七号として公布され、同年四月一日から施行された。
- (25) しかしその実態は、「保護」の名の下にそれまでアイヌの生業を否定し、農業を強制し、アイヌを不毛な土地に縛り付けるものだった（『いま学ぶアイヌ民族の歴史』、前掲、九〇頁）。
- (26) 『いま学ぶアイヌ民族の歴史』、前掲、九四頁。アイヌ小学校は、和人とは別枠の簡易教育課程にとどまるものだったが、一九一〇年以後、アイヌ児童の就学率が九〇%を超えるようになり、みずからアイヌについての記述を残すようなアイヌ教員も現れるようになった。強制された日本語を修得したアイヌ自身が、言論によつてみずからの考えを表明するようになり、北海道旧土人保護法に内在する土地問題やアイヌ教育のありかたを、言論活動や社会運動を通じて批判するようになった（同前、九八頁）。当時行われたアイヌ教育の否定的側面を確認するとともに、それが同時に果たしたこのような積極的側面も考慮に入れるべきだろう。沖縄の言語教育（標準語励行運動）についても、同様のことが言えよう。
- (27) 『いま学ぶアイヌ民族の歴史』、前掲、一一二頁。
- (28) *Treatment of Polish Nationals and Other Persons of Polish Origin or Speech in the Danzig Territory* (Advisory Opinion) [1933] PCIJ (ser A/B) No 44: *Rights of Minorities in Upper Silesia* (Minority Schools) (Judgment) [1928] PCIJ (se A) No 15.
- (29) *Minority Schools in Albania* (Advisory Opinion) [1935] PCIJ (ser A/B) No 64.

- (30) このことは次のような例にみとることができる。(1) トルコの国内法がクルド語の使用を禁止していること。1982年のトルコ憲法がトルコ語以外の言語を母語としてトルコ市民に教えることを禁じていること。(2) ロシア共和国内のタタール共和国がタタール語の表記をキリル文字からラテン文字に改めようとしたとき、ロシア共和国はそれをロシア共和国の安全にとつての脅威であると宣言しそれを認めなかったこと。(3) ソ連からの独立を達成した後、ラトビアとエストニアが、それぞれの国内の少数者であるロシア人の異議を無視してラトビア語およびエストニア語による教育を実施したこと。次を参照：Jacqueline Mowbray, *Linguistic Justice: Intentional Law and Language Policy*, Oxford, 2012, pp. 33-35.
- (31) *Ibid.*, pp. 35-36.
- (32) フランスは一九九五年に同憲章に署名したが、憲法院が同年に同憲章の違憲性を指摘したため、批准は現在に至るまで行われていない。憲法院が違憲判決を出した理由は、地域言語・少数言語保護憲章が「公的領域・生活」における地域言語・少数言語の保護と奨励を義務づけている点にかかわる。このような義務づけは「公的領域・生活」において地域言語・少数言語の話者(集団)に特別な権利を付与するものであり、それは「共和国の不可分性・法の前の平等・フランス人民の単一性」という憲法原理を侵害する、というものだった。このことについて次を参照。糠塚康江「言語権VS.国民国家」『国際人権』二二号、二〇一一年。高橋基樹「フランスにおける地域言語の憲法的保障と欧州地域語少数言語憲章の批准との間の矛盾」『芝浦工業大学研究報告人文系編』五〇巻二号、二〇一七年。同「フランスにおける言語的多様性の保障と地域言語に対する「容認」としての憲法的寛容」『青森公立大学論纂』五巻一・二号、二〇二〇年。
- (33) 同宣言五条。
- (34) \* Language Vitality and Endangerment \*, UNESCO Ad Hoc Expert Group on Endangered Languages, 2003.
- (35) たとえば石原昌英「琉球語の存続性と危機度—逆行的言語シフトは可能か」『東アジアにおける言語復興』(前掲註(3))。
- (36) The Committee of Experts monitors compliance with the Charter primarily by reviewing State reports.
- (37) 註(32)で述べたフランスの態度は、このような解釈の信憑性を高めているといえよう。とどのうのも、実質的義務が課されるから、それは憲法に違反したがって批准できないと、そうフランスは判断したものと推測されるからである。
- (38) Committee of Experts on the European Charter for Regional or Minority Languages (Committee of Experts), Application of the Charter in Austria (12 March 2009) ECRMIL (2009) 1, para.106; in Armenia (23 September 2009) ECRMIL (2009) 6.

- paras90-96, 101-105; in Norway (10 March 2010) ECRMIL (2010) 3, paras. 34-37; in UK (21 April 2010) ECRMIL (2010) 4, p.58 Finding F; in Sweden (12 October 2011) ECRMIL (2011) 4, p. 61 Finding F; Poland (7 December 2011) ECRMIL (2011) 5, p. 104 Findings H and I; in Switzerland (8 December 2010) ECRMIL (2010) 3, para.51; etc.
- (39) 下地理則・パトリック・ハインリッヒ編『琉球諸語の保持をめざして 消滅危機言語をめぐる議論と取り組み』、ココ出版、二〇一四年、二頁。
- (40) 石原昌英、前掲註(35)、一一一頁。
- (41) 同前、一一一―一四頁。
- (42) 沖縄県文化振興指針(二〇〇五年八月)は、次のように述べる。「文化の創造には『内なるもの』の確立とともに『異なる文化』を体感し、創造意欲を触発するエネルギーを生むことが必要である。『内なるもの』を確立するために、沖縄文化の基層である島言葉(しまくとぅば)や、海外交易等の歴史資料の保存及び継承を図るとともに、文化財や歴史の中で培われ高められた伝統技能・技術の保存・継承を図り、独自の文化価値を再認識し、沖縄文化の極みを体感できる環境づくりに努める。」
- (43) 「しまくとぅばの日に関する条例」(平成一八年三月三一日 平成一八年沖縄県条例第三五号)は次の内容からなる。「(趣旨) 第一条 県内各地域において世代を越えて受け継がれてきたしまくとぅばは、本県文化の基層であり、しまくとぅばを次世代へ継承していくことが重要であることにかんがみ、県民のしまくとぅばに対する関心と理解を深め、もってしまくとぅばの普及の促進を図るため、しまくとぅばの日を設ける。(しまくとぅばの日) 第二条 しまくとぅばの日は、九月一八日とする。(事業) 第三条 県は、しまくとぅばの日の啓発に努めるとともに、その日を中心としてしまくとぅばの普及促進のための事業を行うものとする。二県は、市町村及び関係団体に対し、しまくとぅばの普及促進のための事業が行われるよう協力を求めるものとする。付則 この条例は、公布の日から施行する。」なお、しまくとぅばの日がなぜ九月一八日になったかと言え、それは「くとうば 九一八」という語呂合わせからだという。このような大らかさはとても魅力的である。
- (44) 比嘉清「沖縄語復興しみゆる為ぬ三ちぬ考え(沖縄語を復興させる為の三つ考え)」『ことばと社会』、八号、二〇〇四年、七三―七九頁。
- (45) 文化多様性条約一条dは、この条約の目的のひとつとして、「諸国民のあいだを架橋する精神にしたがって文化的な相互

作用を發展させるために文化的絡み合いを育成すること」をあげている。同条約四条八は、この文化的絡み合い (interculturality) について、次のように規定する。「文化的絡み合いとは、多様な文化の存在、衡平な相互作用、対話、相互の尊重により、共通の文化的表現を生み出す可能性をいう。」

- (46) 上村、前掲註(13)、一六頁。田村すず子は次のように述べる。「一九五五年、私が初めて北海道に行ったとき、すでに多くの方言が消滅した後だったし、当時あちこちでただ一人の話者だった古老はその後みな故人となった。時と場合に応じて違う言い方を自由自在に使い分け、豊かなアイヌ語で生き生きとした会話ができる人々は、四〇年前にすでに例外的だった。いまは、平易な日常語だけでも自由に話せる人は限りなくゼロに近い。本当に危険な、緊急の手当てが必要な状態である」(田村、前掲註(12)、一四〇頁)。

- (47) 上村、前掲註(13)、一六頁。

- (48) 同前。

- (49) アイヌ民族自身によるアイヌ語教育として菅野茂が始めた「二風谷アイヌ語教室」は、北海道各地の計一四のアイヌ語教室に発展し、参加者は伝統文化の学習をしながら言語の再獲得・継承をめざしている。他にも「アイヌ民族文化祭」などの催し、テレビでのアイヌ語講座、首都圏に住むアイヌ子弟のための公的なアイヌ語講座なども実施されている(田村、前掲註(12)、一五四―一五五頁)。

- (50) 田村、同前、一五五―一五六頁。

- (51) 註(12) 参照。

- (52) 田村、前掲註(12)、一五七頁。

- (53) アイヌ新法(二〇一九年)への批判的評価として次を参照。東村岳史「今なぜ「アイヌ新法」なのか? 「日本型」先住民族政策の行方」(<https://www.nippon.com/ja/in-depth/d00479/>) (二〇二〇年九月一四日アクセス)

- (54) *Linguistic Justice, op. cit.* (note 14), pp. 47-49.

- (55) 西海真樹「持続可能な開発と文化」(西海真樹『現代国際法論集 開発・文化・人道』、中央大学出版部、二〇一六年)、二〇六―二〇七頁。

(本学法学部教授)